

公 告 書

公告 第 373 号
令和 6 年 8 月 28 日

規程制定（廃止）について

令和 4 年 8 月 1 日から、自己点検シートが改正されたことおよび、健康保険組合連合会規程例に沿って以下のとおり変更する。

制定（廃止）を行う。

廃止規程：	会計事務取扱規程	検査及び監査規程
制定規程：	会計事務取扱規程	監査規程

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏



会 計 事 務 取 扱 規 程

サンデン健康保険組合

第1章 総則

（目的）

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）の会計事務は、関係法令及び関係通知並びに組合規約に定めるもののほか、この規程により取り扱うものとする。

（規程を変更する場合）

第2条 この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。

（管理責任）

第2条の2 理事長及びこれらの補助者たる財務を担当する役職員は、組合の行う経理について、善良な管理者としての注意を払わねばならない。

（実行計画とその統制）

第2条の3 理事長は、組合事業の合理的かつ能率的な運営を図るため、予算の実行を定め、その統制を図らねばならない。

第2章 会計帳簿

（帳簿の備付）

第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。

出納関係

- 一 現金出納簿
- 二 歳入簿
- 三 歳出簿
- 四 収支差引残簿
- 五 銀行別預金帳簿
- 六 一時借入金及び準備金繰替使用簿
- 七 歳入歳出外現金出納整理簿
- 八 前金払・概算払整理簿
- 九 その他の補助簿

財務関係

- 一 積立金台帳（積立金別）
- 二 固定資産台帳
- 三 備品台帳
- 四 切手等受払簿
- 五 その他の補助簿

徴収関係

- 一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿
- 二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿
- 三 その他の補助簿

(帳簿の様式)

第4条 帳簿の様式は、会計帳簿の様式に関する通知において定められてあるものを除き、別に定める。

(帳簿の記帳)

第5条 帳簿の記帳は、それぞれの証拠書に基づき、その都度整理しなければならない。

- 2 帳簿は、行毎に順次記帳することとし、途中空欄をおかないものとする。

(紙で保存する帳簿の訂正及び削除等)

第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、その箇所を二線の朱線を引き、訂正の場合はその上位に正書して、もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。

- 2 前項により訂正及び削除等を行った場合においては、その箇所に記帳取扱者の認印を捺さなければならない。

(帳簿の締切)

第7条 帳簿は、その種類により、毎日、毎月又は期末ごとに締切り整理しなければならない。

(電子計算機組織を利用した経理処理)

第8条 経理事務を電子計算機組織（小型の電子計算機及び端末機を含む。以下「電子計算機」という。）を利用して行う場合については、次の方法によらなければならない。

- 一 経理事務を電子計算機により処理する場合、帳票の様式及び記載方法が平成14年9月26日保保発0926002号によるものであるものについては、電磁的記録により保存したものを「歳入簿」、「歳出簿」、「現金出納簿」、「一時借入金及び準備金繰替使用簿」及び「収支差引残簿」（以下「法定帳簿等」という。）とする。ただし、出力し保存する場合は、帳票に通し番号（ページ）を附して編綴したものをもって法定帳簿等とする。
- 二 前号ただし書の場合は、会計年度終了時において出力して作成したものとする。
- 三 経理事務を適正に行うため、各月毎に、月末の締切処理が終了した時点で経理担当責任者の確認を受けるものとする。なお、第一号ただし書の場合には、月末の締切処理が終了した時点で年度当初から、当該月分までの記載内容を出力することとし、会計年度終了時まで法定帳簿等として管理する。ただし、電子計算機の処理能力等により各月

毎に当該月分までの記載内容を出力することが困難な場合には、当面、各月毎に当該月分のみ記載内容を出力し管理する。この場合の帳票についても、通し番号を附して編綴するものとする。

四 （略）

五 電磁的記録により保存した法定帳簿等の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、第6条の規定に関わらず、もとの記載事項を記録しておくとともに、訂正、挿入又は削除をした者及び履歴を記録できるようにしなければならない。

六 第一号以外の帳簿についても電磁的記録により保存した場合は、準ずる取扱いとする。

（帳簿等の保管責任者）

第9条 帳簿及び証拠書の保管は、事務長がこれを行う。

2 帳簿及び証拠書の保存期間は、文書保存規程の定めるところによる。

第3章 金銭出納

（出納員の任命及び設置）

第10条 収入及び支出は、すべて理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事の指示により、出納員（組合の現金及び有価証券又は物品等を出納保管し、その責に任ずる職員をいう。以下同じ。）がこれに当たる。

2 理事長は、出納員を任命し、組合の事務所に1名置く。

3 理事長は、主任出納員として事務長を充て、出納員の事務の管理を行わせる。

4 理事長は、必要に応じて出納員につき分任出納員を置き、出納員の事務の一部を行わせることができる。

（執行日の記入）

第11条 収入又は支出を終了したときは、その決議書に執行日を記録しなければならない。

（出納手続）

第12条 収入及び支出は、それぞれの証拠書を添えた収入決議書及び支出決議書によってしなければならない。収入決議書及び支出決議書は当該予算科目を明記作成し、これを整理しなければならない。

（支出決議書の処理）

第13条 出納員は、支出したときは、領収書を徴しなければならない。ただし、振替貯金又は銀行振込による支出の場合は、この限りではない。

2 領収書は当該支出決議書に添付して整理しなければならない。

(執行不能の処理)

第14条 出納員は、収入決議書及び支出決議書の執行が不能となったときは、その理由を附し、理事長の決裁を受けなければならない。

(科目の更正)

第15条 出納員は、出納の過誤に関し、科目の更正を要する場合は、証拠書を添え科目更正決議書によって整理しなければならない。

第16条 削除

第17条 削除

(出納員の交替)

第18条 出納員である職員が交替したときは、前任者は後任者と立会のうえ、関係帳簿と現金等の照合をし、速やかに引き継ぎを行い、双方連署のうえ、事務引継書を作成し、常務理事に提出しなければならない。

2 前任者が死亡その他の事情により引き継ぎをすることができないときは、常務理事の命じた職員に事務引継をさせる。

(組合の金庫事務)

第19条 組合の金庫（手提金庫を除く）の管理は理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事が行う。

2 手提金庫の管理は主任出納員が行う。

(領収書の交付)

第20条 金銭を収納したときは、領収書を交付しなければならない。領収書は3枚複写式とし、連続番号を付して、1枚は発行控、1枚は証拠書として収入決議書に添付する。

2 前項により難しい場合は、別に定めることができるものとする。

第21条 削除

(歳入の過誤納及び歳出の過誤払の整理)

第22条 歳入の過納となった金額は、これを収入した科目から払い戻すものとする。

2 歳出の過払、誤払となった額、現金、概算払、前渡金等の精算返納の金額は、各々それを

支払った科目に戻入するものとする。

(収入金の預入)

第 2 3 条 歳入に属する現金収納額は、支払金に充当しないで銀行に預入するものとする。

(現金の出納)

第 2 4 条 銀行預金について主任出納員は、毎月銀行別預金帳簿により、明確に預金を種類別に預入、払戻しを行った事実を確認するとともに、毎月末には当該銀行と残高を照合し、必要に応じて現在高証明書を徴するものとする。

(前金払及び概算払)

第 2 5 条 次に掲げる経費については、平成 19 年 2 月 1 日付け保保発第 0201001 号「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて」(以下「19 年通知」という。)に基づき、前金払をすることができる。

- 一 外国から購入する機械及び図書等の代価
- 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- 三 土地又は家屋の借料
- 四 運賃
- 五 委託費
- 六 補助金
- 七 諸謝金
- 八 電話、電気、ガス及び水道の引込工事並びにこれらの料金
- 九 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号)第 2 条第 4 項に保証された工事の代価に 1 0 分の 4 以内の割合を乗じた額
- 十 その他(前各号に準じるものとして本規程で定める。)

2 次に掲げる経費については、19 年通知に基づき、概算払いをすることができる。

- 一 旅費
- 二 社会保険診療報酬支払基金又は指定医療機関に対して支払う診療費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 委託費
- 五 海外に在住する被保険者及び被扶養者に係る健康診査費
- 六 補助金
- 七 その他(前各号に準じて本規程で定める経費)

3 前二項の処理を行うときは、19 年通知に基づき取り扱うこととし、あらかじめ前金払、概算払を必要とする理由及び経費内訳につき起案し、常務理事の決裁を受けるものとする。

4 前金払、概算払については前金払、概算払整理簿に記帳し、経過を明確にしておくこと。

(概算払の精算)

第26条 現金の概算払を受けた者は、その用務又は要件終了後5日以内に概算払精算書を調製し、証拠書を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。

(支払方法)

第27条 この組合の支払いは原則として銀行振込、現金で行う。

(収支日計表の作成)

第28条 出納員は、毎日の現金残高と帳簿残高を主任出納員の立ち会いの下に照合し、収支日計表を作成して常務理事の確認を受けなければならない。

(常務理事による突合確認)

第29条 常務理事は、毎月1回以上、現金出納簿と預貯金・残高証明書等の突合を行うものとする。

(現金の保管等)

第30条 現金は、組合で指定した金融機関に預け入れて保管することとし、手持現金については、財産管理規程で定める額を限度とする。

2 保険料等の収入について、組合でこれが取扱いの委託機関によって収納された現金については、前項で規定する金融機関に預け入れたものとみなす。

(支出予算の款内項間の流用)

第31条 支出予算の款内項間の流用は法令で規定する手続きを経て流用を必要とする理由、科目、金額を明らかにした流用伺を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

2 予算の流用については流用年月日、費目、金額を組合会に報告し、承認を得るものとする。

(出納閉鎖後の収入支出)

第32条 出納閉鎖後の収入支出は、これを現年度の歳入歳出とする。

(収支証拠書の整理)

第33条 収入及び支出の証拠書は、月別かつ科目別に整理するものとする。

第4章 契約

(契約の方法)

第34条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。

2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 急迫の際で競争入札に付する時間的余裕がないとき。
- 三 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 四 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 六 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 七 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 九 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付しても落札者がいないとき、又は落札者が契約を結ばないとき。

3 前項第四号及び第六号に該当する財産には、消耗品その他の物品であっても、一括での購入及び売払の場合は準用するものとする。

(契約書の作成)

第35条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が150万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 履行期限
- 四 補償金額
- 五 契約の相手方による善良なる管理者の注意義務の遵守
- 六 契約の相手方及びその従業員による、知り得た事実の漏洩の禁止
- 七 承認を受けない再委託の禁止
- 八 契約事項に違反した場合における契約解除及び損害賠償に関する事項
- 九 その他必要な事項

(営繕)

第36条 建物、構築物等の営繕を必要とするときは、担当者は事務長の指示を受け起案文書を作成し、常務理事の承認を受けなければならない。ただし、1口の予定価格が10万円を超える場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(検収)

第37条 前条において、建物、構築物等の営繕が竣工したときは、事務長は見積書に基づき検査、確認を行い、その結果を文書で常務理事に報告しなければならない。

2 1口10万円を超える営繕の場合は、常務理事立会のうえ検査、確認を行わなければならない。

第6章 物品会計

(物品の定義)

第38条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。

2 備品とは、事務用器具機械類その他の設備品で、耐用年数が1年以上かつ取得価格が5万円以上10万円未満のもの及び図書（パンフレット類を除く）をいう。

3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のもの又は取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器財、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時的に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。

(物品の購入及び修理)

第39条 物品の購入、印刷又は修理を必要とするときは、担当者は事務長の指示を受け起案文書又は購入（修理）伺を作成し、常務理事の承認を受けなければならない。ただし、1口の予定価格が10万円を超える場合はあらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(検収)

第40条 物品、印刷物の納入又は物品の修理が完了したときは、事務長は見積書、納品書等と現品とを照合し、数量、品質等の検査、確認を行い、検査調書を作成し検収の結果を常務理事に報告しなければならない。ただし、1口10万円を超える検収の場合は、常務理事立会のうえ検査、確認を行わなければならない。

2 保健事業等に要した物品に残品のあった場合、事務長はその使用の内容を明確にし、明細書を添えて返納し常務理事の承認を受けなければならない。

(物品の取扱い及び保管責任者)

第41条 物品の保管責任者として、事務長を充てる。

2 物品等に関するすべての取扱いを行うため、必要により物品取扱主任者を置くことができる。

(物品の取扱い)

第42条 備品については、備品台帳を作成し整理しなければならない。

2 物品保管責任者は毎年度末に現品を点検確認し、廃棄を要するものは速やかに廃棄処分の手続きをしなければならない。

(物品の毀損等届出)

第43条 物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務 理事に届出なければならない。

(物品の廃棄処分)

第44条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。

(物品の売却及び譲渡)

第45条 物品を売却又は譲渡する場合は、理事長又は常務理事の承認を受けなければならない。

(金券受払簿の備付)

第46条 郵便切手、葉書及び収入印紙等を購入保管する場合には受払簿を備え、整理するほか受払いの経過を明らかにし、常務理事の決裁を受けなければならない。

第7章 固定資産会計

第47条 固定資産会計に関しては、財産管理規程で定める。

第8章 給付金の支払

(給付金の支払方法)

第48条 支給決定済給付金の支払については、会計担当者は種別ごとの金額を算出して、支払予定日を定め常務理事の承認を経て銀行振込、現金で支払う。ただし、高額療養費、一部負担還元金及び付加金については各支給手続規程により支給する。

(基金への振込み)

第49条 社会保険診療報酬支払基金に対する支払いは、担当係で審査のうえ常務理事の決裁を経て主任出納員が取扱銀行に振り込むものとする。

第9章 雑則

(この規程の実施に関し必要な事項)

第50条 この規程の実施にあたり、これによりがたい場合があるときは、理事会の決定する方法による。

附 則（令和6年6月1日専決）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

監 査 規 程

サンデン健康保険組合

監査規程

（目的）

第1条 この規程は、規約第25条及び同第37条に基づき、組合会の検査並びに監事による監査について、必要な事項を定め、組合運営及び事務執行の適正を図ることを目的とする。

（監事）

第2条 監査は、2名の監事によりこれを行う。

- 2 前項の監事は、組合会において、選定議員、互選議員のうち理事及び組合の職員以外の議員から、それぞれ1名を選挙により決定する。
- 3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、理事及び理事長選挙執行規程を準用する。

（監査の時期）

第3条 監査は、毎年決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施し、そのほか必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

- 2 監事は、監査を行うときはあらかじめ監査すべき日時を文書で理事長に通知しなければならない。

（監査の内容）

第4条 監査は、組合業務の適正かつ効率的な実施の観点等組合の事業全般について厳正に行い、特に次の事項を重点として実施するものとする。

- （1）保険料の徴収状況
- （2）支払基金その他に対する支払状況
- （3）収支帳簿と証拠書類の照合確認
- （4）現金の出納保管状況及び積立金等重要財産の管理状況
- （5）個人情報保護についての遵守状況

（通知）

第5条 監事は、監査を行ったときは、すみやかに文書をもって、その結果について、組合会に報告するとともに理事長に通知しなければならない。

- 2 監査の報告及び通知は、別紙様式によるものとする。

（費用）

第6条 監査に要する費用は、事務所費から支出することができる。

(組合会の検査)

第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を選任しこれを行う。

2 前項の委員は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び監事以外の議員から、それぞれ同数を選出するものとする。

3 委員による検査に要する費用は、組合会費から支出することができる。

4 第3条第2項から第5条までの規定は、検査を行う場合にこれを準用する。

附 則 (令和6年6月1日専決)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(別紙様式)

健康保険組合監査報告（通知）書

令和 年 月 日

サンデン健康保険組合会

サンデン健康保険組合理事長 殿

監 事 選定議員 ㊟

監 事 互選議員 ㊟

令和 年 月 日当組合の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。

項目	評価	摘要
1. 組合の事業運営		
(1) 安定した財政運営	適・否	
(2) 役職員の職務執行状況等	適・否	
(3) 組合原簿等の整備	適・否・不該当	
2. 組合会及び理事会に関する事項		
(1) 組合会の状況	適・否	
(2) 理事会の状況	適・否	
(3) 監事監査の状況	適・否	
3. 予算執行状況		
(1) 収入関係	適・否	
(2) 支出関係	適・否	
(3) 予算の変更	適・否・不該当	
4. 現金出納事務の状況		
(1) 現金保有・保管状況	適・否・不該当	
(2) 小切手帳の取扱い・保管状況	適・否・不該当	
(3) 現金出納簿と預貯金との定期的な確認	適・否	
5. 会計帳簿の整理状況等		
(1) 現金出納簿	適・否	
(2) 歳入・歳出簿	適・否	
(3) その他の経理関係帳簿	適・否	
(4) 現金出納簿と収支差引残簿との突合	適・否	
6. 決算の状況		
(1) 決算の状況	適・否	

7. 準備金及びその他の積立金の管理状況		
(1) 保管替の取扱い	適・否	
(2) 準備金	適・否	
(3) 別途積立金	適・否・不該当	
(4) 退職積立金	適・否・不該当	
(5) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当	
8. 固定資産、備品等の管理状況		
(1) 資産の再評価	適・否・不該当	
(2) 不用財産等処分	適・否・不該当	
(3) 固定資産の減価償却	適・否・不該当	
9. 収支証拠書類の整理保管状況		
(1) 収支証拠書類の整理保管状況	適・否	
10. 契約事務等の状況		
(1) 契約事務等の状況	適・否	
11. 会計帳簿の整備状況		
(1) 会計帳簿の整備状況	適・否	
12. 規約・諸規程の整備状況		
(1) 規約・諸規程の整備状況	適・否	
13. 適用に関すること		
(1) 標準報酬の決定	適・否	
(2) 届出状況	適・否	
(3) 決定（確認）通知書	適・否	
(4) 被保険者証の保管・交付・回収	適・否	
(5) 育児休業の取扱い	適・否	
(6) 産前産後休業の取扱い	適・否	
(7) 介護保険被保険者の取扱い	適・否・不該当	
(8) 任意継続被保険者の取扱い	適・否	
(9) 被扶養者の認定	適・否	
(10) 被保険者証の検認等について	適・否	
(11) 教示事項の取扱い状況	適・否	
(12) 保険料徴収状況	適・否・不該当	
14. 保険給付に関すること		
(1) 療養の給付の状況	適・否	
(2) 現金給付の状況	適・否	
(3) 第三者行為の給付に関する求償状況	適・否	

(4) 教示事項の取扱い状況	適・否	
15. 保健事業に関すること		
(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否	
(2) データヘルスに関すること	適・否	
(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否	
(4) 特定健康診査・特定保健指導の状況	適・否	
(5) 健康教育に関する実施状況	適・否・不該当	
(6) 健康相談に関する実施状況	適・否・不該当	
(7) 健診後の指導状況	適・否・不該当	
(8) 疾病予防の実施状況	適・否・不該当	
(9) 広報の実施状況	適・否・不該当	
(10) 労働安全衛生法に基づき事業主が実施すべき 健診の受託の状況	適・否・不該当	
(11) 長期未受診者に対する指導状況	適・否・不該当	
(12) 共同事業の実施状況	適・否・不該当	
16. 医療費適正化対策の状況		
(1) 医療費通知等の実施状況	適・否	
(2) レセプト点検等の実施状況	適・否・不該当	
(3) 後発医薬品の使用促進	適・否・不該当	
(4) 柔道整復師に係る療養費の点検等の実施状況	適・否・不該当	
17. 公告の取扱い		
(1) 公告の取扱い	適・否・不該当	
18. 個人情報に関すること		
(1) 利用目的の特定等	適・否	
(2) 不適正な利用の禁止	適・否	
(3) 利用目的の通知等	適・否	
(4) 個人情報の適正な取得等	適・否	
(5) 安全管理措置等	適・否	
(6) 漏えい等の報告等	適・否・不該当	
(7) 個人データの第三者提供	適・否・不該当	
(8) 外国にある第三者への提供の制限	適・否・不該当	
(9) 第三者提供に係る記録の作成等	適・否・不該当	
(10) 第三者提供を受ける際の確認等	適・否・不該当	
(11) 保有個人データに関する事項の公表等	適・否	
(12) 本人からの請求による保有個人データの開示	適・否	
(13) 訂正及び利用停止	適・否	

[illegible]